

## 5 使用者が対象となる労働者からの苦情の処理のため実施する措置の具体的内容 例 「対象となる労働者からの苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲」

ここでは、申出の窓口、取り扱う苦情の範囲など、措置の具体的内容を決議で定めることが求められています。

具体的には、企画業務型裁量労働制に関しては、業績評価制度や目標管理制度、これに基づく賃金制度などが併せて導入されることが多いことから、評価制度、賃金制度に付随する苦情が多く寄せられることが予想されますので、これらに関する苦情についても、苦情処理の対象に含めるように措置することが適当であると考えられます。

既に企業内に苦情処理システムをお持ちの企業については、例えば、そのようなシステムで企画業務型裁量労働制に関する苦情処理を併せて行うことを対象労働者に周知するというように実態に応じて機能するよう配慮することが求められます。

## 6 本制度の適用について労働者本人の同意を得なければならないこと及び不同意の労働者に対し不利益取扱いをしてはならないこと

上記と併せて次の事項についても決議することが望まれます。

- 企画業務型裁量労働制の制度の概要、企画業務型裁量労働制の適用を受けることに同意した場合に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容並びに同意しなかった場合の配置及び処遇について、使用者が労働者に対して明示して当該労働者の同意を得ることとすること
- 企画業務型裁量労働制の適用を受けることについての労働者の同意の手続（書面によることなど）
- 対象となる労働者から同意を撤回することを認めることとする場合には、その要件及び手続

## 7 決議の有効期間（3年以内とすることが望ましい）

上記と併せて、次の事項についても決議することが望まれます。

- 委員の半数以上から決議の変更等のための労使委員会の開催の申出があった場合は、決議の有効期間の中途であっても決議の変更等のための調査審議を行うものとする

## 8 企画業務型裁量労働制の実施状況に係る労働者ごとの記録を保存すること （決議の有効期間中及びその満了後3年間）

☆ 1～8の他に次の事項についても決議することが望まれます。

- 使用者が対象となる労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更しようとする場合にあっては、労使委員会に対し事前に変更内容の説明をするものとする

# 3 決議の届け出

労使委員会で決議したことを、所定様式により所轄労働基準監督署へ届け出てください。

使用者が決議を届け出なければ、本制度の効果は生じません。

## 決議例

〇〇株式会社本社事業場労使委員会は、企画業務型裁量労働制につき、下記のとおり決議する。

(対象業務)

第1条 企画業務型裁量労働制を適用する業務の範囲は、次のとおりとする。

- 1 企画部で経営計画を策定する業務
- 2 人事部で人事計画を策定する業務

(対象労働者)

第2条 企画業務型裁量労働制を適用する労働者は、前条で定める業務に常態として従事する者のうち、入社して7年目以上でかつ職務の級が主事6級以上である者とする。(就業規則第〇〇条で定める管理監督者を除く。)

(対象労働者の事前の同意)

第3条 対象労働者を対象業務に従事させる前には本人の書面による同意を得なければならないものとする。この同意を得るに当たっては、使用者は、本決議の内容、同意した場合に適用される評価制度及び賃金制度の内容、同意しなかった場合の配置及び処遇について対象労働者に説明するものとする。

(不同意者の取扱い)

第4条 前条の場合に、同意しなかった者に対して、同意しなかったことを理由として、処遇等で、本人に不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(みなし労働時間)

第5条 第2条に定める者のうち、第3条に基づき同意を得た者(以下「裁量労働従事者」という。)が、所定労働日に勤務した場合には、就業規則第〇〇条に定める就業時間に関わらず、1日8時間労働したものとみなす。

(裁量労働従事者の出勤等の際の手続)

第6条 裁量労働従事者は、出勤した日については、所定の出勤簿に押印しなければならない。

- 2 裁量労働従事者が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、あらかじめ、所属長の承認を得てこれを行わなければならない。所属長の承認を得た場合には、前条に定める労働時間労働したものとみなす。

(裁量労働従事者の健康と福祉の確保)

第7条 裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

- 1 裁量労働従事者の健康状態を把握するために次の措置を実施する。
  - イ 所属長は、入退室時のIDカードの記録により、裁量労働従事者の在社時間を把握する。
  - ロ 裁量労働従事者は、2ヵ月に1回、自己の健康状態について所定の「自己診断カード」に記入の上、所属長に提出する。
  - ハ 所属長は、ロの自己診断カードを受領後、速やかに、裁量労働従事者ごとに健康状態等についてヒアリングを行う。
- 2 使用者は、1の結果をとりまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。
  - イ 定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。
  - ロ 特別休暇を付与する。

3 精神・身体両面の健康についての相談室を〇〇に設置する。

(裁量労働適用の中止)

第8条 前条の措置の結果、裁量労働従事者に企画業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合又は裁量労働従事者が企画業務型裁量労働制の適用の中止を申し出た場合は、使用者は、当該労働者に企画業務型裁量労働制を適用しないものとする。

(裁量労働従事者の苦情の処理)

第9条 裁量労働従事者から苦情等があった場合には、次の手続に従い、対応するものとする。

1 裁量労働相談室を次のとおり開設する。

- イ 場所 〇〇労働組合管理部
- ロ 開設日時 毎週金曜日12:00～13:00と17:00～19:00
- ハ 相談員 〇〇〇〇

2 取り扱う苦情の範囲を次のとおりとする。

- イ 裁量労働制の運用に関する全般の事項
- ロ 裁量労働従事者に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般

3 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

(決議の変更)

第10条 決議をした時点では予見することができない事情の変化が生じ、委員の半数以上から労使委員会の開催の申出があった場合には、有効期間の途中であっても、決議した内容を変更する等のための労使委員会を開催するものとする。

(勤務状況等の保存)

第11条 使用者は、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉確保のために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置、企画業務型裁量労働制を適用することについて裁量労働従事者から得た同意に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間の始期から有効期間満了後3年間を経過する時まで保存することとする。

(評価制度・賃金制度の労使委員会への開示)

第12条 使用者は、裁量労働従事者に適用される評価制度、これに対応する賃金制度を変更する場合、事前にその内容について委員に対し説明をするものとする。

(労使委員会への情報開示)

第13条 使用者は、労使委員会において、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉確保のために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置の情報を開示するものとする。

(決議の有効期間)

第14条 本決議の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの3年間とする。

平成〇年3月23日

〇〇株式会社本社事業場労使委員会

委員	〇〇〇〇	印	〇〇〇〇	印
	〇〇〇〇	印	〇〇〇〇	印
	〇〇〇〇	印	〇〇〇〇	印
	〇〇〇〇	印	〇〇〇〇	印
	〇〇〇〇	印	〇〇〇〇	印

様式第13号の2（第24条の2の3第1項関係）

## 企画業務型裁量労働制に関する決議届

決議届記入例

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
その他の事業	〇〇株式会社 本社事業場	〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	256
業務の種類	労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)	労働者数	決議で定める労働時間
企画部で経営計画を策定する業務	入社7年以上、職務の級が主事6級以上	10	8時間
人事部で人事計画を策定する業務	入社7年以上、職務の級が主事6級以上	10	8時間
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)	2ヶ月に1回、所長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行う。 (別添決議第7条のとおり。(→P10、決議例参照))		
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置	別添決議第9条のとおり。		
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無		
労働者ごとの、労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意に関する記録を保存することについての決議の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無		
決議の成立年月日	平成〇年 3月 23日	決議の有効期間	平成〇年 4月 1日 ~ 〇年 3月 31日
委員会の委員数	運営規程の有無	委員会の同意の有無	運営規程に含まれている事項
10	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項 委員会への情報開示に関する事項
任期を定めて指名された委員		その他の委員	
氏名	任期	氏名	
山田 香 郎	1年	五十嵐 雄	
田中 理 彦	同上	北谷川 暁	
中谷 浩	同上	伊藤院 晃	
谷沢 みちる	同上	小野寺 尊	
沢村 謙太郎	同上	綾小路 絆	

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(  職名 企画部主任  
氏名 〇〇 〇〇  
 投票 )

平成〇年 3月 26日

使用者 職名 〇〇 株式会社 常務取締役  
氏名 〇 〇 〇 〇  労働基準監督署長 殿

## 記載心得

- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
- 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に( )内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。
- 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。